

丹波篠山市ユニバーサルツーリズム推進補助金交付事業



募集要項



誰もが気兼ねなく丹波篠山観光を楽しめる環境整備を目的に、市内の観光客対象の事業活動を営む者で、ユニバーサルツーリズムを推進する事業者に対して、リフォーム等の費用の一部を助成する「丹波篠山市ユニバーサルツーリズム推進補助金」を交付します。

障がいを持っていても、子ども連れのご家族でも、外国の方でも、「丹波篠山市に行きたい!」と思ってもらえるような店舗整備を募集しています。

1. 補助対象

- ①丹波篠山市内の宿泊施設、及び飲食店、小売店等、観光客を対象にした事業所で、店舗等のユニバーサル対応リフォーム等を行うもの
- ②市内事業者（市内に居住、かつ主たる事業拠点を市内に有する個人事業主又は市内に本店を有する法人）により施工され、又は納入されたもの
- ③店舗等を自ら所有し、または賃借し、事業を過去1年以上営み、かつ、リフォーム完了後3年以上の事業継続が見込める事業者

2. 補助対象経費及び金額

整備区分	ハード整備（工事）
補助対象経費	ユニバーサルツーリズム化改修、トイレの洋式化、風呂等の水回りの改修等
補助金額	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、200,000円を上限とする。

備考 1 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 国、県等の補助金又は本市が交付する他の補助金を受ける場合は、当該補助金の対象事業費を補助対象経費から除くものとする。

3 ユニバーサル化の工事の技術的な基準は、兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとする。

3. 提出書類

申請書に 添付する書類	<ul style="list-style-type: none">(1) 店舗等の所有または賃貸借契約が確認できる書類(2) 店舗等の所有者のリフォーム同意書（賃貸借の場合）(3) 工事の見積書(4) 整備後のイメージ図等(5) 店舗等の現況写真(6) その他市長が必要と認める書類
------------------------	---

※ 審査の結果、不交付または、減額をする場合があります。

4. 審査方法

以下の審査項目により書類審査を行います。

- (1) ユニバーサル対応リフォームをすることで、国内外からの観光客の誘客を促進するもの
- (2) 新規事業又は拡大事業で、事業の継続や発展が将来的に認められるもの
- (3) 過去に「ユニバーサルツーリズム推進補助金」の補助を受けていないもの

5. 申請期間

令和9年3月31日までに事業が完了すること。

※ ただし、予算がなくなり次第終了します。

※ 受付時に事業内容をお尋ねしますので、必ず事前にご相談のうえ提出してください。

6. 問い合わせ先

丹波篠山市役所 観光交流部 商工観光課（第2庁舎2階）

〒669-2397 丹波篠山市北新町41

TEL 079-552-6907 FAX 079-556-7021

Mail kanko_div@city.sasayama.hyogo.jp

7. 事業の流れ

① 申請

- ※書類の不備等があると受付できないことがありますので、お早めにご提出ください。
- ※受付時に事業内容をお尋ねしますので、必ず事前にご連絡のうえ提出してください。
- ※事業実施前に申請してください。

書類審査

② 補助金交付決定

※交付決定通知書を送付します。

③ 事業実施

- ※交付決定された内容に従い、事業を実施してください。
- 事業内容を変更したいときは、予め「補助金変更申請書」の提出が必要です。
- 変更内容によっては補助金を交付できない場合もあるため、必ず事前にご相談ください。

④ 実績報告

※事業完了後 10 日以内（令和9年3月31日までに書類提出まで全て完了すること）

○提出物

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 工事又は装置購入の代金の請求書及び明細書
- ③ 領収書
- ④ 店舗等の現況及び施工箇所の写真等

- * 請求書・領収書の宛名は申請者名であること、日付は事業期間内であることを確認してください。
- * 報告いただいた写真は広報やHPに使用することがあります。

書類審査・補助金確定

⑤ 補助金の交付・精算

※補助金の確定後、指定口座に振り込みます。ご相談ください。